

ふたば保育園 重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、当園が貴方に説明すべき内容は、次のとおりです。

1. 事業者の運営主体・・・社会福祉法人 焼津福祉事業協会

2. 保育所の概要

種別・・・保育所

名称・・・ふたば保育園

所在地・・・焼津市小土79番地の1

電話番号・・・054-628-5720 (FAX) 054-626-4191

施設長氏名・・・園長 久保山 なぎさ

利用定員・・・120人

特別保育事業・・・延長保育・一時預かり・障害児保育

3. 法人保育理念

園創始者である相田きくの願い「あかるくこころゆたかな子」の育成を目指して職員一同が心を一つにして園児の保育にあたり、子どもの伸びる力を信じ、誠意をもって保育、支援を行う。これによって「子どもをまんなか」にした保護者（家庭）と職員の協力体制・連携のもとで、健やかな子どもの成長をめざしていく。

4. 保育理念

- ・子どもが、自らの力で遊び・生活し、一日を楽しむ保育をする
- ・保護者から「入園させてよかったです」と言われる保育園を目指す
- ・地域の子育て家庭に、子育ての大切さと楽しさを知らせる支援を行う

5. 保育の基本方針

- ・家庭や地域と連携を密にして協力関係を築き、一人ひとりの保護者と子育てについて理解し合い、家庭で出来ないところを援助する
- ・園舎内を清潔で家庭的に工夫を凝らし、健康、安全で情緒の安定した生活が出来るよう、また、初めてのことに挑戦し自己を発揮し、様々な活動をしながら健全な心身の発達を図る
- ・養護と教育が渾然一体の保育を行い、豊かな心と個性を持った子どもを目指す
- ・積極的に一時保育を推進し、育児相談や園庭開放を行うなど地域の子育て支援を行う

6. 保育目標

「丈夫な身体と豊かな心を持ち、個性あふれる子に育てる」

7. 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、土曜保育については、職員研修、行事等が行われる土曜日、国民の休日に関する法律に規定する休日及び年末年始を除きます。配布される「年間行事」をご確認下さい。

8. 保育を提供する時間

(1) 保育標準時間認定に関する保育時間（11時間）

- ・平日の保育時間：午前7時から午後6時まで
- ・延長保育時間：午後6時から午後7時まで

※個々の保育時間については、保護者との面談の上、勤務時間などにより決定します。

(2) 保育短時間認定に関する保育時間（8時間）

- ・平日の保育時間：午前8時30分から午後4時30分まで
- ・延長保育時間：なし

(3) 土曜日の保育時間

- ・午前8時から午後5時まで

※行事や職員研修等によって変更する場合があります。

9. 利用料金

保育料（利用者負担金）：保護者が支給認定を受けた市が定めた保育料

* 4月から8月分は4月に、9月から3月分は9月に、市が
保育料を決定し、通知します
利用者負担金はなし

延長保育料：なし。但し、今後有料となる可能性があります。

その他（実費）料金：①給食費（副食費）3歳児・4歳児・5歳児 月額4,800円

*物価高騰により途中で金額変更の場合あり

（主食費）3歳児・4歳児・5歳児 月額1,000円

②保護者会費 月額 500円

③絵本代 月額 460円

④園外保育にかかる代金 実費

⑤用品代（詳細別紙にて） 実費（年齢により異なる）

10. 支払方法及び納期限

項目	支払方法	納期限
給食費（主食・副食）	口座振替	毎月10日
保護者会費	集金	年1回（4月25日）
絵本代	集金	2ヶ月に1回（偶数月）
園外保育にかかる代金	集金	別途お知らせ
用品代	集金	その都度

1 1. 提供する保育の内容

当園は、児童福祉法、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針及び保育課程に沿って、乳幼児の発達に必要な保育を提供します。

＜毎日の保育の流れ＞

園のパンフレットのとおり

0歳児・・・・・・もも組

1歳児・・・・・・たんぽぽ組

＜年間行事計画＞

毎年配布

2歳児・・・・・・さくら組

3歳児・・・・・・ばら組

4歳児・・・・・・すみれ組

5歳児・・・・・・ゆり組

1 2. 給食等について

（1）給食の方針

子どもの成長発達に必要な栄養を考えた、おやつ及び昼食の提供をします。

体に安心・安全なオリーブオイルを使用しています。

（2）給食の提供方法

1. 保育園において、調理を行います。
2. 毎月月末に翌月の献立表を配ります。

（3）アレルギー対応

当園は、除去食の対応が必要な園児については、医師の診断書に基づき、保護者と面談の上、適切な対応に努めています。

1 3. 保護者に用意していただくもの

（1）入園・進級時にご用意いただくもの

- ・各提出書類・用品申込書及び料金

（2）毎日ご持参いただくもの

- ・別紙参照

（3）服装について

- ・別紙参照

（4）その他ご用意いただくもの

- ・別紙参照

1 4. 保育園と保護者との連携について

保育は保護者と共に子どもを育てる営みであり、子どもの24時間の生活を視野に入れ、保護者の気持ちに寄り添いながら家庭との連携を密にして保育を行います。

心配なこと、分からぬことはいつでも職員にお尋ねください。

園からの「お知らせ・お願い」は常にメール配信させていただきますので、そちらを必ず閲覧してください。

15. 健康診断・健康管理について

(1) 健康診断

- 当園では、年2回の内科健診及び年1回の歯科健診による定期健康診断を、学校保健安全法に規定する健康診断に準じて実施しています。

(2) 健康管理・病気のときの対応

- 別紙参照

16. 感染症対策について

- 別紙参照

17. 嘱託医

以下の医療機関に委嘱しています

(1) 内科

医療機関	やまもと小児科
医院長名	山本 剛史
所在地	焼津市石津1288
電話番号	054-656-0100

(2) 歯科

医療機関	豊田歯科クリニック
医院長名	小原 功大
所在地	焼津市小土97-1
電話番号	054-629-6600

18. 緊急時における対応

- 別紙参照

19. 非常災害時の対策

当園は、非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者等を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを職員に周知するとともに、月1回以上火災、地震の避難及び救出、引き渡し訓練、通報訓練を実施しています。

20. 賠償責任保険の加入状況

保育園・保護者会共に保険に加入しています

2.1. 苦情相談窓口

1. 解決のための園内体制について

要望等を解決するために下記の通り、解決責任者と受付担当者を置きます。要望等は、担当者へお申し出ください。

- | | | |
|-----------|----|--------|
| (1) 解決責任者 | 園長 | 久保山なぎさ |
| (2) 受付担当者 | 主任 | 大石理絵 |

2. 解決のための第三者委員について

直接保育園に言い難いことや、何度言っても解決しないようなことを解決するため、第三者委員として次の方にお願いしました。第三者委員へ直接お話しするか、又は保育園への申し出に際し立ち合いをお願いする等のことが出来ます。

- | | | |
|-----------|---------------|-------------|
| (1) 第三者委員 | 杉本久美子 氏 | |
| 住所 | 焼津市東小川3丁目6-22 | 電話 628-1066 |
| (2) 第三者委員 | 玉井照夫 氏 | |
| 住所 | 焼津市本町5丁目12-1 | 電話 628-1033 |

確 認 書

当園における保育の提供を開始するにあたり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

保育園名 : ふたば保育園
説明責任者 : 園長 久保山なぎさ

私は、書面に基づいて社会福祉法人焼津福祉事業協会ふたば保育園の利用にあたっての重要事項を受け、同意しました。

令和 7年 月 日

保 護 者 住 所 :
児 童 氏 名 :
保 護 者 氏 名 :
児童から見た続柄 :